

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	北村南公園給水管漏水修繕(緊急)	建物修繕	(株)丹羽工業所	¥1,551,000	7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G 2 3	-
2	加美巽川排水機場非常用発電機修繕	設備修繕	東芝インフラテクノサービス(株)	¥1,496,000	8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-
3	東部方面管理事務所管理棟4階空調設備修繕	設備修繕	パナソニック産機システムズ(株)	¥1,114,300	9月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-
4	建設局ATC庁舎事務室入退室管理設備修繕	設備修繕	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	¥1,661,000	9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-
5	姫島公園ほか6公園幼児用ブランコ修繕	建物修繕	日都産業(株)	¥1,443,200	9月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3	-

1

随意契約理由書

1 修繕名称

北村南公園給水管漏水修繕（緊急）

2 契約相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本件は、北村南公園に設置している給水管より漏水したことから修繕を行うものである。

当該給水管は当該公園にある唯一の便所に通じており、現在は便所の利用禁止に加え止水している状況である。当該公園の利用者は非常に多く、このまま便所が利用できない状態が続くと、利用者に対して快適な施設を提供できず利用者の利便性を損なうことになる。

また、当該便所は日常的に利用頻度も高く、長期にわたり止水を行うと配管の詰まりや、においの発生原因となり、衛生面において市民生活に支障を及ぼすことに加え、漏水により不必要な水道料金が発生し、市民財産を損失させる可能性があることから早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

2

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

加美巽川排水機場非常用発電機修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

加美巽川排水機場は、加美巽川と平野川分水路の合流部に位置しており、平野川分水路の水位が上昇した場合に、加美巽川への流入を防ぐために設置している。

当該発電機は、水門や排水ポンプを稼働させるための電源が停電となった際に、自動的に稼働し電源を確保するためのものである。

本修繕は、上記の設備において老朽化による制御機器の劣化が発生し、機能の維持保障が出来なくなった為、修繕を行うものである。

なお、本設備は、株式会社東芝が設計製作したものであり、修繕にあたっては当初の設計に基づき、最も適切な調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を制作時と同一の手法を用いて行い、監視装置としての性能を継続維持させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、株式会社東芝から本設備のアフターサービスを移管されている東芝インフラテクノサービス株式会社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

3

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

東部方面管理事務所管理棟 4 階空調設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ株式会社 (旧 三洋電機産機システムズ (株))

3 随意契約理由

本件は、東部方面管理事務所管理棟 4 階空調設備の室内機から異音があり緊急停止し、再稼働ができない状態となっている。

同空調設備が稼働しない状況では室温調整・空気循環などが行われず室内が高温となる。35度を超える酷暑が続き、熱中症のリスクが非常に高く業務に適した環境の維持管理ができておらず、職員の体調管理に問題が生じ、職場安全衛生上において早急に環境を回復する必要があるため修繕を行うものである。

本設備は上記業者が制作したもので、取替え部品も他社で制作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

※三洋電機産機システムズ (株) はH21年にパナソニックと統合後、パナソニック産機システムズ (株) に社名変更を行っている。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

東部方面管理事務所

4

随意契約理由書

1 修繕名称

建設局A T C庁舎事務室入退室管理設備修繕

2 契約相手方

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

入退室管理設備は、職務上、当局が保有する各行政情報の秘密保持を目的として、部外者の執務室内への入室制限のため導入したものである。

今般、当該設備の消耗品であるDC 24V電源、停電保障電池、電気錠用マザーユニット、5V電源基盤等の経年劣化による設備の不具合を防止するため、部品の取替えを行う。

なお、本設備はパナソニック EW エンジニアリング株式会社が設計製作したものであり、取替え部品は他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課

5

随意契約理由書

1 修繕名称

姫島公園ほか6公園幼児用ブランコ修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は姫島公園、三国公園、田川中公園、塚本公園、新佃公園、出来島第一公園、北江口公園に設置されている幼児用ブランコの修繕を行うものである。

現在、姫島公園、三国公園、田川中公園、塚本公園、新佃公園、出来島第一公園、北江口公園に設置されている幼児用ブランコのシャックルに歪みや摩耗が生じており、加えて田川中公園はベアリングに歪みが生じている。

来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所